

四半期報告書

(第159期第3四半期)

コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	3
3 【関係会社の状況】	3
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	4
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	7
第4 【提出会社の状況】	8
1 【株式等の状況】	8
2 【株価の推移】	26
3 【役員の状況】	26
第5 【経理の状況】	27
1 【四半期連結財務諸表】	28
2 【その他】	44
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	45

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【四半期会計期間】 第159期第3四半期
(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)

【会社名】 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社

【英訳名】 Columbia Music Entertainment, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長
兼最高執行責任者 原 康 晴

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【電話番号】 03(6895)9001(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 滝 田 洋

【最寄りの連絡場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【電話番号】 03(6895)9001(代表)

【事務連絡者氏名】 財務経理部長 滝 田 洋

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第158期 第3四半期 連結累計期間	第159期 第3四半期 連結累計期間	第158期 第3四半期 連結会計期間	第159期 第3四半期 連結会計期間	第158期
会計期間	自 平成20年 4月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 4月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 10月1日 至 平成20年 12月31日	自 平成21年 10月1日 至 平成21年 12月31日	自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日
売上高 (百万円)	13,773	12,583	4,780	4,232	18,432
経常利益又は損失(△) (百万円)	△734	20	△211	152	△890
四半期(当期)純利益 又は純損失(△) (百万円)	△354	445	△205	88	△632
純資産額 (百万円)	—	—	1,134	1,320	899
総資産額 (百万円)	—	—	8,841	7,897	9,348
1株当たり純資産額 (円)	—	—	△31.81	△30.80	△33.25
1株当たり四半期 (当期)純利益 又は純損失(△) (円)	△1.31	1.65	△0.76	0.33	△2.34
潜在株式調整後 1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	—	—	12.0	15.6	8.8
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△1,504	1,104	—	—	△1,167
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△366	△594	—	—	△432
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	447	△375	—	—	925
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (百万円)	—	—	1,086	1,963	1,831
従業員数 (名)	—	—	443	370	390

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しているため、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 1株当たり純資産額の算定に当たっては、優先株主に対する残余財産の分配額(1株につき65円65銭)及び累積未払配当金相当額を控除して算定しております。

4 第158期第3四半期連結累計期間、第158期第3四半期連結会計期間及び第158期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。

5 第159期第3四半期連結累計期間及び第159期第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

当社は、クリエイティヴ・コア株式会社の教育・ゲーム・音楽ソフト事業に関して有する権利義務に関し、平成22年1月1日をもってクリエイティヴ・コア株式会社を吸収分割会社、当社を吸収分割承継会社とする吸収分割を実施いたしました。また、コロムビアソングス株式会社は、クリエイティヴ・コア株式会社の音楽出版事業に関して有する権利義務に関し、平成22年1月1日をもってクリエイティヴ・コア株式会社を吸収分割会社、コロムビアソングス株式会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を実施いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	370
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

(2) 提出会社の状況

平成21年12月31日現在

従業員数(名)	270
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員数であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

開示対象となる生産実績はありませんので、記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは見込生産を主体としており、受注状況は記載しておりません。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における当社グループの事業はミュージック制作事業の単一事業であります。したがって、開示対象となるセグメントはありませんので、販売実績は、4〔財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析〕において記載しております。

なお、総販売実績の10%以上を占める販売顧客に該当するものではありません。

2 【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、事業等のリスクについて重要な変更はありません。なお、事業等のリスクの将来に関する事項については、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(継続企業の前提に関する重要事象等)

当社グループは、前々連結会計年度7億3千7百万円、前連結会計年度9億2千2百万円と2期連続営業損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の施策を前期より実施しております。

- ① 得意分野、成長分野への経営資源の集中
- ② 営業部門などの組織を簡素化し、経営効率を高めるための機構改革の実施
- ③ J-POP部門の再生のためのアーティストラインアップ、組織体制の見直し
- ④ 関係会社の不採算事業の整理、縮小
- ⑤ 人員規模の適正化および役員、社員の報酬、給与カット
- ⑥ 退職給付費用の低減
- ⑦ 金融機関からの借入の継続

この結果、コスト削減が進み、3期ぶりに当第3四半期連結累計期間では黒字に転換し、連結営業利益5千4百万円を計上することができました。また、現預金は金融機関からの借入を差し引くと前連結会計年度末の11億8百万円から当第3四半期末15億2千3百万円に増加しており、期末までの資金繰りに問題はありません。しかしながら、本年1月29日に筆頭株主が株式会社フェイスに代わりましたが、現時点では事業シナジーの実現に向けた具体的な施策については協議中であるため営業活動に対する影響は不明です。さらに、第4四半期連結会計期間も営業利益を予定しておりますが、現時点では来期以

降の営業利益の計上が不透明であります。以上を勘案すると継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

3 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等は行われておりません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第3四半期連結会計期間の連結売上高は、42億3千2百万円（前年同四半期11.5%減）となりました。これは主に、特販事業、製造販売受託事業およびクリエイティブ・コア株式会社の売上が減少したことによるものです。

損益につきましては、営業利益は1億6千8百万円（前年同四半期は2億1千6百万円の営業損失）となりました。これは主に、自社制作作品が好調であったことに加え、報酬・給与の削減および退職給付費用の減少によるものです。また、経常利益は1億5千2百万円（前年同四半期は2億1千1百万円の経常損失）となりました。特別損益といたしましては、特別利益9百万円、特別損失6千1百万円を計上しております。その結果、四半期純利益につきましては8千8百万円（前年同四半期は2億5百万円の四半期純損失）となりました。

当社グループは、前々連結会計年度7億3千7百万円、前連結会計年度9億2千2百万円と2期連続営業損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の施策を前期より実施しております。

- ① 得意分野、成長分野への経営資源の集中
- ② 営業部門などの組織を簡素化し、経営効率を高めるための機構改革の実施
- ③ J-POP部門の再生のためのアーティストラインアップ、組織体制の見直し
- ④ 関係会社の不採算事業の整理、縮小
- ⑤ 人員規模の適正化および役員、社員の報酬、給与カット
- ⑥ 退職給付費用の低減
- ⑦ 金融機関からの借入の継続

この結果、コスト削減が進み、3期ぶりに当第3四半期連結累計期間では黒字に転換し、連結営業利益5千4百万円を計上することができました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末と比較して14億5千万円減少し78億9千7百万円となりました。

主な増減としては、資産の部では、受取手形及び売掛金が期末売上債権の回収により4億7千2百万円、のれんが4億2千4百万円減少しております。負債の部では、短期借入金金が3億円、未払金が4億4千5百万円、退職給付引当金が9億9千4百万円減少しました。また、純資産は、四半期純利益の計上により13億2千万円となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における営業活動の結果、増加した資金は7千8百万円(前年同四半期は9億3千1百万円の資金の減少)となりました。これは主として、税金等調整前四半期純利益9千9百万円の計上、減価償却費4千2百万円、たな卸資産の減少額3千万円、仕入債務の増加額1億1千5百万円、未払費用の減少額2億3千2百万円などによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における投資活動の結果、減少した資金は1億1千2百万円(前年同四半期は9千2百万円の資金の減少)となりました。これは主として、有形固定資産の取得による支出9千3百万円などによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第3四半期連結会計期間における財務活動の結果、増加した資金は1億7千4百万円(前年同四半期は4億7千8百万円の資金の増加)となりました。これは主として、短期借入金の借入2億円などによるものであります。

以上の結果、当第3四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物の残高は、当第2四半期連結会計期間末に比べ1億4千5百万円増加(前年同四半期は5億6千1百万円の減少)し、19億6千3百万円(前第3四半期連結会計期間末は10億8千6百万円)となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当連結会社の事業上及び財務上の対処すべき課題について重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、計画していたもの以外で主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種 類	発行可能株式総数(株)
普通株式	369,000,000
A種優先株式	93,000,000
計	462,000,000

② 【発行済株式】

種 類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年2月12日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内 容
普通株式	168,562,177	168,562,177	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 単元株式数：1,000株
A種優先株式	92,308,000	92,308,000	—	(注) 単元株式数：1,000株
計	260,870,177	260,870,177	—	—

(注) A種優先株式の内容は、次のとおりであります。

1 優先配当金及びその上限額

- (1) 当社は、毎事業年度最終の株主名簿に記載のA種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」という。）に対し、普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」という。）に先立ち、1株につき1円95銭を上限としてA種優先株式の発行に関する取締役会決議で定める額（但し、本規定に従い、優先期末配当金の額が調整された場合には、調整後の金額とする。以下「優先期末配当金」という。）を支払う。後記2に規定される累積未払配当金がある場合には、累積未払配当金を優先して支払う。

- (2) 当社は、当該事業年度中に設けられた基準日により、後記1(3)に規定する期中配当に関する決議がなされた場合においては、前記1(1)に規定する優先期末配当金からかかる優先期中配当金（後記1(3)に規定する。）の総額を控除した額の金銭を優先期末配当金として支払う。但し、各期中配当の基準日の翌日から当該事業年度最終の日までの間に、後記6の規定により優先期末配当金が調整された場合に控除すべき優先期中配当金の総額は、次式によって調整された後の優先期中配当金の総額とする。

$$\text{調整後優先期中配当金} = \text{調整前優先期中配当金} \times \frac{\text{当該事業年度最終の日における優先期末配当金の額}}{\text{各期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}$$

- (3) 当社は、事業年度最終の日以外を基準日とする配当（以下「期中配当」という。）を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、1株につき次式によって算定された額の金銭（円位未満小数第3位以下は切り捨てるものとする。以下「優先期中配当金」という。）を支払う。但し、前記1(1)に基づき、直前の事業年度に関してA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払われるべき優先期末配当金の全部の配当に関する決議がなされない限り、当社は期中配当を行うことができない。

$$\text{優先期中配当金} = \text{優先期末配当金} \times \frac{\text{当該事業年度の経過月数}}{\text{（当該期中配当の基準日を含む月を算入する。）}} \div 12$$

- (4) 前記1(3)の規定にかかわらず、当該期中配当の基準日を含む事業年度中の日を基準日とする期中配当に関する決議が既になされた場合においては、当社は、前記1(3)の規定に従い算出された優先期中配当金から、既に決議された期中配当にかかる優先期中配当金の総額を控除した額の金銭を支払う。但し、既に行われた各期中配当の基準日の翌日から当該期中配当の基準日までの間に、後記6の規定により優先期末配当金が調整された場合に控除すべき優先期中配当金の総額は、次式によって調整された後の優先期中配当金の総額とする。

$$\text{調整後優先期中配当金} = \text{調整前優先期中配当金} \times \frac{\text{当該期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}{\text{各期中配当の基準日における優先期末配当金の額}}$$

- (5) 優先期末配当金及び優先期中配当金は、A種優先株式発行後2年以内に開始する事業年度（以下「優先配当事業年度」という。）に関してのみ支払うものとし、最終優先配当事業年度の翌事業年度以降については支払わない。但し、当社は、後記2に基づく累積未払配当金を、優先配当事業年度及びそれ以降に到来する事業年度の剰余金の配当として支払うことができ、最終優先配当事業年度の翌事業年度以降について、さらに、その残余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の剰余金の配当を行う。

2 累積条項

当社は、前記1(1)に基づき、優先配当事業年度に関してA種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して支払われるべき優先期末配当金の全部又は一部が支払われないときは、その不足額は、翌事業年度以降に累積する（以下その不足額を「累積未払配当金」という。）。当社は、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対し、累積未払配当金を支払う。

3 参加条項

当社は、優先配当事業年度に関し、優先期末配当金が支払われた後に残余から剰余金の配当を行うときは、普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該優先期末配当金と同額に至るまで剰余金の配当を行うことができ、さらに残余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の剰余金の配当を行う。また、当社は、優先期中配当金が支払われた後に、普通株主又は普通登録株式質権者に対して当該優先期中配当金と同額に至るまで、期中配当として剰余金の配当を行うことができ、同一の基準日より期中配当としてさらに残余から剰余金の配当を行うときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、1株につき同額の剰余金の配当を行う。

4 残余財産の分配

- (1) 当社は、残余財産の分配をするときは、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対して、1株につき65円65銭及び累積未払配当金相当額を普通株主又は普通登録株式質権者に先立って支払う。但し、1株につき65円65銭の金額は、後記6(1)ないし(8)の事由が生じたときは、後記6(1)ないし(8)を準用して調整する。
- (2) A種優先株主又はA種優先登録株式質権者に対しては、前記4(1)のほか残余財産の分配を行わない。

5 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有する。

6 株式の分割又は併合、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利等

- (1) 当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式及びA種優先株式ごとに、同時に同一割合でこれを行う。
- (2) 当社は、株主に募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を付与するときは、i)普通株主には普通株式の募集株式の割当てを受ける権利又は普通株式を目的とする新株予約権の割当てを受ける権利を、A種優先株主にはその所有するA種優先株式と同種類のA種優先株式（以下「本優先株式」という。）の募集株式の割当てを受ける権利又はかかるA種優先株式を目的とする新株予約権（以下「本優先新株予約権」という。）の割当てを受ける権利をそれぞれ同時に同一割合で付与することあるいはii)普通株主とA種優先株主の双方に普通株式の募集株式の割当てを受ける権利又は普通株式を目的とする募集新株予約権の割当てを受ける権利を同時に同一割合で付与することによりこれを行う。
- (3) 当社は、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行うときは、普通株主には普通株式又は普通株式を目的とする新株予約権の無償割当てを、A種優先株主には本優先株式又は本優先新株予約権の無償割当てをそれぞれ同時に同一割合で行う。
- (4) 株式の分割が行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金}}{\text{優先期末配当金}} \times \frac{\text{株式の分割による増加優先株式数}}{\text{株式の分割後の優先株式数}}$$

- (5) 株式の併合が行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を加算した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金}}{\text{優先期末配当金}} \times \frac{\text{株式の併合による減少優先株式数}}{\text{株式の併合後の優先株式数}}$$

- (6) A種優先株主に募集株式の割当てを受ける権利を付与して本優先株式の発行若しくは処分が行われたとき又は株式無償割当てが行われたときは、A種優先株式に対する優先期末配当金は、次式によって算定された調整額を控除した額とする。なお、A種優先株式の時価は、適正な価額を取締役会が定める。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金}}{\text{新規発行又は処分された本優先株式数}} \times \frac{\text{優先株式時価} - \frac{\text{新規発行又は処分された本優先株式払込価額}}{\text{優先株式時価}}}{\text{既発行の優先株式数(自己株式を除く。) + 新規発行又は処分された本優先株式数}}$$

- (7) A種優先株主に本新株予約権の割当てを受ける権利を付与して本新株予約権が発行若しくは処分されたとき又は新株予約権無償割当てが行われたときは、優先期末配当金は次式によって算定された調整額を控除した額とする。

$$\text{調整額} = \frac{\text{調整前の1株当たり優先期末配当金}}{\text{発行又は処分された本新株予約権の行使による増加優先株式数}} \times \frac{\text{優先株式時価} - \frac{\text{本新株予約権の行使価額}}{\text{優先株式時価}}}{\text{既発行の優先株式数(自己株式を除く。) + 発行又は処分された本新株予約権の行使による増加優先株式数}}$$

- (8) 前記6(4)ないし(7)における調整額の算定については、円位未満小数第3位以下は切り捨てる。

7 A種優先株式の取得

当社は、法令の定めに従い、A種優先株主との合意により、いつでもA種優先株式を取得することができる。

8 A種優先株式の取得と引換えにする普通株式の交付の請求

A種優先株主は、以下に定める取得請求をし得べき期間中、以下に定める取得の条件により、当社がA種優先株式を取得すると引換えに普通株式を交付することを請求することができる。

(1) 取得の条件

① 当初取得価額

取得価額は、当初は65円とする。

※平成14年7月23日付で取得価額を調整し、調整後取得価額は59円となっている。

② 取得価額の修正

取得価額は、A種優先株式発行後2年以内に到来する毎月最初の東京証券取引所の取引日（以下「修正日」という。）に、次のうちのいずれか低い方の価格に修正される。

ア) 修正日直前における取得価額

イ) 修正日の属する月の前月の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）

③ 取得価額の調整

ア) A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、取得価額を次に定める算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額}}{\frac{\text{既発行の普通株式数(自己株式を除く。)} + \frac{\text{新規発行又は処分された普通株式数}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}} \times \text{1株当たりの払込金額}$$

(a) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る払込金額をもって普通株式の発行等（無償割当てを含む。）を行う場合、調整後の取得価額は、払込期日の翌日又は払込期間の最終日の翌日以降、また募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b) 株式の分割により普通株式を発行する場合、調整後の取得価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降、これを適用する。但し、分配可能額から資本に組入れられることを条件として、その部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該分配可能額の資本組入れの決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合は、調整後の取得価額は、当該分配可能額の資本組入れの決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

(c) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付と引換えに当社に取得させることができる証券を発行する場合、調整後の取得価額は、その証券の発行日に、また、募集のための株主割当ての基準日がある場合はその日の終りに、発行される証券の総額が取得されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は株主割当ての基準日の翌日以降、これを適用する。

- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行する場合、調整後の取得価額は、新株予約権の発行の日の終りに、その証券に付与された当社の普通株式の交付を請求できる権利の全部が行使されたものとみなし、その払込（無償にて発行される場合は割当日）の翌日以降、これを適用する。
- イ) 前記ア)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、同一の事業年度中の日を基準日とする優先期末配当金相当額を超える配当、時価を超える価格での普通株式の有償取得又は普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する取得価額に調整される。
- ウ) 取得価額調整式に使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する前日において有効な取得価額とし、また、取得価額調整式に使用する既発行の普通株式数は、株主割当ての基準日がある場合はその日、また、株主割当ての基準日がない場合は調整後の取得価額を適用する日の1か月前の日（但し、株式分割を行う場合には、株式の分割に係る基準日）における当社の発行済の普通株式数とする。
- エ) 取得価額調整式に使用する普通株式の時価は、調整後の取得価額を適用する日（但し、前記ア) (b)但し書に示される株式の分割を行う場合は株式の分割に係る基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- オ) 取得価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。
- ④ 取得と引換えに交付すべき普通株式数
A種優先株式の取得と引換えに交付すべき普通株式数は次のとおりとする。
- $$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{A種優先株主が取得と引換えにする普通株式の交付請求のために提供するA種優先株式の発行価額の総額}}{\text{取得価額}}$$
- 取得と引換えに交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。
- ⑤ 取得と引換えに交付する株式
当社普通株式とする。
- (2) 取得請求をし得べき期間
平成13年10月3日から平成25年10月2日までとする。
- 9 A種優先株式の一斉取得と引換えにする普通株式の交付
取得請求し得べき期間中に取得請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって、A種優先株式1株の払込金相当額を同期間の末日における前記8の取得価額で除して得られる数の普通株式となる。前記の普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは会社法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。
- 10 種類株主総会の決議
種類株主総会の決議を要しない旨の定款の定めはない。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、旧商法第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行しております。

(第1回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)・取締役会決議日(平成14年6月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	1,700個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	1,700,000株
新株予約権の行使時の払込金額	140円(注)2
新株予約権の行使期間	平成14年6月27日から 平成24年6月26日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 140円 資本組入額 70円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第2回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成14年6月27日)・取締役会決議日(平成15年1月14日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	95円(注)2
新株予約権の行使期間	平成15年1月14日から 平成25年1月13日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 95円 資本組入額 48円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第4回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)・取締役会決議日(平成15年7月31日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	30個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	30,000株
新株予約権の行使時の払込金額	105円(注)2
新株予約権の行使期間	平成15年7月31日から 平成25年7月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 105円 資本組入額 53円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第6回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)・取締役会決議日(平成15年12月19日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	750個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	750,000株
新株予約権の行使時の払込金額	101円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年1月1日から 平成25年12月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 101円 資本組入額 51円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第7回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)・取締役会決議日(平成16年3月3日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	115円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年3月3日から 平成26年3月2日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 115円 資本組入額 58円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第8回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成15年6月27日)・取締役会決議日(平成16年5月19日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	100個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	111円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年5月19日から 平成26年5月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 111円 資本組入額 56円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第9回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)・取締役会決議日(平成16年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	180個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	180,000株
新株予約権の行使時の払込金額	119円(注)2
新株予約権の行使期間	平成16年6月29日から 平成26年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 119円 資本組入額 60円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第10回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成16年6月29日)・取締役会決議日(平成17年3月31日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	120個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	120,000株
新株予約権の行使時の払込金額	107円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年4月1日から 平成27年3月31日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 107円 資本組入額 54円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第11回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)・取締役会決議日(平成17年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	240個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	240,000株
新株予約権の行使時の払込金額	110円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 110円 資本組入額 55円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第12回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)・取締役会決議日(平成17年6月29日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	100個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	100円(注)2
新株予約権の行使期間	平成17年6月29日から 平成27年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 100円 資本組入額 50円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第13回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)・取締役会決議日(平成18年3月30日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	450個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	450,000株
新株予約権の行使時の払込金額	144円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年3月30日から 平成28年3月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 144円 資本組入額 72円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第14回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)・取締役会決議日(平成18年4月26日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	90個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	90,000株
新株予約権の行使時の払込金額	150円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年6月26日から 平成28年4月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 150円 資本組入額 75円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第15回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成17年6月29日)・取締役会決議日(平成18年4月26日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	220個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	220,000株
新株予約権の行使時の払込金額	157円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月2日から 平成27年6月29日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 157円 資本組入額 79円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

当社は、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき新株予約権を発行しております。

(第16回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日)・取締役会決議日(平成18年6月28日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	122円(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年9月1日から 平成28年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 122円 資本組入額 61円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第17回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日)・取締役会決議日(平成19年5月15日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	1,150個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	1,150,000株
新株予約権の行使時の払込金額	107円(注)2
新株予約権の行使期間	平成19年7月15日から 平成29年5月14日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 107円 資本組入額 54円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第18回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成18年6月28日)・取締役会決議日(平成19年5月15日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	410個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	410,000株
新株予約権の行使時の払込金額	111円(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年5月16日から 平成28年6月28日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 111円 資本組入額 56円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第19回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成19年6月29日)・取締役会決議日(平成19年11月16日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	81円(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年1月19日から 平成29年11月18日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 81円 資本組入額 41円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第20回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成19年6月29日)・取締役会決議日(平成20年2月27日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	100個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	100,000株
新株予約権の行使時の払込金額	65円(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年3月28日から 平成30年2月27日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 65円 資本組入額 33円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第21回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成20年6月25日)・取締役会決議日(平成20年6月25日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	50個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	50,000株
新株予約権の行使時の払込金額	74円(注)2
新株予約権の行使期間	平成20年7月26日から 平成30年6月25日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 74円 資本組入額 37円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第22回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成21年6月24日)・取締役会決議日(平成21年6月24日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	570個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	570,000株
新株予約権の行使時の払込金額	38円(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年8月1日から 平成31年6月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 38円 資本組入額 19円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

(第23回新株予約権)

株主総会の特別決議日(平成21年6月24日)・取締役会決議日(平成21年11月6日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	500個(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	500,000株
新株予約権の行使時の払込金額	37円(注)2
新株予約権の行使期間	平成21年12月9日から 平成31年11月8日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 37円 資本組入額 19円
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)4
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

- (注) 1 新株予約権1個につき目的たる株式数は、1,000株であります。
- 2 当社が株式分割または株式併合を行う場合には、1株当たりの行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り捨てます。但し、第15回、第18回新株予約権については、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権発行日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要と認める場合には、必要かつ合理的な範囲で、当社の取締役会が1株当たりの行使価額を適切に調整できるものとしします。

- 3 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権は、付与される新株予約権の個数の一部につき、これを行使することができるものとしします。各新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができます。
- (2) その他の詳細や制限等は、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社及び被割当者間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによるものとしします。
- 4 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとしします。
- 5 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換または当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合には、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されることがあります。
- この場合に、交付される新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとしします。
- (a) 新株予約権の目的である株式
合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の同種の株式
- (b) 新株予約権の目的である株式の数
合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。
調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てます。
- (c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額(行使価額)
合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。
調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。

- (d) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等
 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めます。
- (e) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要します。

当社は、旧商法第280条ノ19の規定に基づき新株引受権を発行しております。

株主総会の特別決議日(平成14年1月30日)・取締役会決議日(平成14年1月30日)	
	第3四半期会計期間末現在 (平成21年12月31日)
新株予約権の数	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式 単元株式数:1,000株
新株予約権の目的となる株式の数	3,750,000株
新株予約権の行使時の払込金額	98円(注)1
新株予約権の行使期間	平成14年2月6日から 平成24年1月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額及び資本組入額	発行価額 98円 資本組入額 49円
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)3
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注) 1 当社が株式分割または株式併合を実施した場合は、行使価額を以下の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り捨てます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 2 新株予約権の行使の条件は、次のとおりであります。
- (1) 付与対象者が正当な理由なく解任された場合、未行使分については、期日前であっても直ちに行使可能になります。正当な理由により解任された場合または辞任・退職・退任した場合は、行使可能となっていない新株予約権については行使する権利を喪失します。
 - (2) 当社が他社との合併または株式交換もしくは株式移転を実施し、あるいはその他行使条件の調整を要する事由が生じた場合は、当社は合理的な範囲内でこれらの調整を行うほか、権利の行使を制限し、または未行使分を取り消すことができます。
 - (3) その他細目については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と付与対象者との間で締結する「付与契約」に定めるところによります。
- 3 新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認めません。死亡により付与契約が終了した場合は、契約に従い、当該付与対象者の相続人が新株予約権を相続することができます。
- 4 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、当社が新設合併消滅会社となる新設合併、当社が吸収分割会社となる吸収分割、当社が新設分割会社である新設分割、当社が株式交換完全子会社となる株式交換または当社が株式移転完全子会社である株式移転を行う場合には、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画に従い、本新株予約権に代えて、当該合併後存続する株式会社、当該合併により設立する株式会社、当該吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、当該新設分割により設立する株式会社、当該株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の新株予約権が交付されることがあります。
- この場合に、交付されうる新株予約権の条件は、以下に定めるとおりとします。
- (a) 新株予約権の目的である株式
 合併後存続する株式会社、合併により設立する株式会社、吸収分割に際して吸収分割会社の事業に係る権利義務を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、株式交換により株式交換完全親会社となる株式会社または株式移転により設立する株式会社の同種の株式

- (b) 新株予約権の目的である株式の数
 合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。
 調整の結果、新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数が生じる場合、これを切り捨てます。
- (c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）
 合併、会社分割、株式交換または株式移転の比率に応じて調整します。
 調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げます。
- (d) 新株予約権を行使することができる期間、新株予約権の行使の条件、会社が新株予約権を取得することができる事由等
 吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めます。
- (e) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 新株予約権の譲渡による取得については、新株予約権を交付する会社の取締役会の承認を要します。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年12月31日	—	260,870	—	1,000,000	—	—

(5) 【大株主の状況】

当社の主要株主であるアールエイチジェイ インターナショナル エスエイおよびリップルウッド ニッポン コロムビア パートナーズ 2 L.P. がその所有する普通株式および優先株式の全部を、株式会社フェイス（代表取締役社長 平澤 創、本社：京都市、東証一部）に対して、平成22年1月29日付で譲り渡し、主要株主の異動がありました。

① 当該異動に係る主要株主の名称

- i) 主要株主となるもの 株式会社フェイス
 ii) 主要株主でなくなるもの アールエイチジェイ インターナショナル エスエイ

② 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数およびその総株主等の議決権に対する割合

- i) 異動前 アールエイチジェイ インターナショナル エスエイ 66,503個 (25.56%)
 株式会社フェイス 一個 (—%)

※但し、リップルウッド ニッポン コロムビア パートナーズ 2 L.P. の所有議決権の数
 およびその総株主等の議決権に対する割合 15,385個 (5.92%)

- ii) 異動後 アールエイチジェイ インターナショナル エスエイ 一個 (—%)
 株式会社フェイス 81,888個 (31.48%)

※但し、リップルウッド ニッポン コロムビア パートナーズ 2 L.P. の所有議決権の数
 およびその総株主等の議決権に対する割合 一個 (—%)

③ 当該異動の年月日

平成22年 1月29日

④ その他

総株主等の議決権に対する割合は、平成21年 9月30日現在の総株主等の議決権の数に基づいて算出しております。

(6) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の議決権の状況については、株主名簿の記載内容が確認できず、記載することができませんので、直前の基準日である平成21年 9月30日の株主名簿により記載してまいります。

① 【発行済株式】

平成21年 9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 218,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 167,859,000	167,859	同上
	A種優先株式 92,308,000	92,308	(注) 2
単元未満株式	普通株式 485,177	—	1単元(1,000株)未満の株式
発行済株式総数	260,870,177	—	—
総株主の議決権	—	260,167	—

(注) 1 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式162株が含まれております。

2 A種優先株式の内容については、第4〔提出会社の状況〕1〔株式等の状況〕(1)〔株式の総数等〕②〔発行済株式〕の注記に記載のとおりであります。

② 【自己株式等】

平成21年 9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) コロムビアミュージック エンタテインメント株式 会社	東京都港区虎ノ門四丁目 1番40号	218,000	—	218,000	0.08
計	—	218,000	—	218,000	0.08

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	48	47	55	48	44	41	41	37	35
最低(円)	23	33	39	36	40	32	33	25	30

(注) 最高、最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

A種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておりません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
執行役	クリエイティブ・コア株式会社 代表取締役社長	須藤 勝味	平成21年12月31日

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間(平成20年10月1日から平成20年12月31日まで)及び前第3四半期連結累計期間(平成20年4月1日から平成20年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については監査法人トーマツにより四半期レビューを受け、当第3四半期連結会計期間(平成21年10月1日から平成21年12月31日まで)及び当第3四半期連結累計期間(平成21年4月1日から平成21年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表については有限責任監査法人トーマツにより四半期レビューを受けております。

なお、有限責任監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって監査法人トーマツから名称変更しております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,223	2,108
受取手形及び売掛金	※2, ※3 2,475	2,948
商品及び製品	424	524
仕掛品	518	505
原材料及び貯蔵品	118	111
繰延税金資産	0	29
前渡金	190	199
前払費用	187	307
その他	129	247
貸倒引当金	△27	△61
流動資産合計	6,242	6,920
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	375	366
機械装置及び運搬具（純額）	46	51
工具、器具及び備品（純額）	122	75
土地	0	0
リース資産（純額）	25	106
有形固定資産合計	※1 569	※1 600
無形固定資産		
のれん	—	424
その他	554	687
無形固定資産合計	554	1,112
投資その他の資産		
投資有価証券	50	74
長期貸付金	41	128
長期前払費用	27	36
繰延税金資産	1	71
長期未収入金	320	304
その他	615	590
貸倒引当金	△526	△492
投資その他の資産合計	530	714
固定資産合計	1,655	2,427
資産合計	7,897	9,348

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	※3 1,086	1,134
短期借入金	※2 700	1,000
リース債務	34	30
未払金	552	998
未払費用	1,728	1,933
未払法人税等	19	40
返品調整引当金	235	358
その他	648	619
流動負債合計	5,005	6,114
固定負債		
長期末払金	37	41
リース債務	81	89
繰延税金負債	0	0
退職給付引当金	1,208	2,202
その他	242	—
固定負債合計	1,571	2,333
負債合計	6,577	8,448
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,000	1,000
資本剰余金	2,187	2,187
利益剰余金	△1,714	△2,159
自己株式	△23	△23
株主資本合計	1,449	1,004
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	0	0
為替換算調整勘定	△215	△183
評価・換算差額等合計	△214	△182
新株予約権	85	77
純資産合計	1,320	899
負債純資産合計	7,897	9,348

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
売上高	13,773	12,583
売上原価	8,755	7,484
売上総利益	5,018	5,098
販売費及び一般管理費		
販売費	※1 2,384	※1 2,067
一般管理費	※2 3,406	※2 2,977
販売費及び一般管理費合計	5,790	5,044
営業利益又は営業損失(△)	△772	54
営業外収益		
受取利息	15	6
受取配当金	0	0
受取手数料	11	7
その他	23	4
営業外収益合計	50	19
営業外費用		
支払利息	6	19
構造改革関連費用	—	28
為替差損	4	3
その他	1	2
営業外費用合計	11	53
経常利益又は経常損失(△)	△734	20
特別利益		
過年度損益修正益	※3 384	—
退職給付引当金戻入額	—	※4 971
本社移転関連利益	—	※5 285
ライセンス契約整理損戻入益	※6 75	※6 31
償却債権取立益	—	8
貸倒引当金戻入額	—	0
非継続事業利益	※7 191	—
その他	20	1
特別利益合計	671	1,297
特別損失		
減損損失	—	※8 642
固定資産除却損	1	18
投資有価証券評価損	9	25
事務所移転関連費用	—	※9 27
アーテイスト契約期限前解約損	※10 247	—
和解金	6	—
その他	—	30
特別損失合計	264	744

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失(△)	△327	574
法人税、住民税及び事業税	35	29
法人税等調整額	△9	98
法人税等合計	26	128
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△354	445

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)
売上高	4,780	4,232
売上原価	3,100	2,455
売上総利益	1,679	1,776
販売費及び一般管理費		
販売費	※1 795	※1 695
一般管理費	※2 1,100	※2 912
販売費及び一般管理費合計	1,896	1,607
営業利益又は営業損失(△)	△216	168
営業外収益		
受取利息	4	1
受取手数料	2	1
その他	4	1
営業外収益合計	11	5
営業外費用		
支払利息	2	4
構造改革関連費用	—	14
為替差損	3	1
その他	0	1
営業外費用合計	6	21
経常利益又は経常損失(△)	△211	152
特別利益		
償却債権取立益	—	8
ライセンス契約整理損戻入益	※3 75	—
非継続事業利益	※4 191	—
その他	—	0
特別利益合計	266	9
特別損失		
固定資産除却損	0	—
投資有価証券評価損	3	25
事務所移転関連費用	—	※5 27
アーティスト契約期限前解約損	※6 247	—
和解金	0	—
その他	—	9
特別損失合計	252	61
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△196	99
法人税、住民税及び事業税	10	9
法人税等調整額	△2	1
法人税等合計	8	10
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△205	88

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	△327	574
減価償却費	155	175
減損損失	—	642
のれん償却額	37	24
長期前払費用償却額	221	39
貸倒引当金の増減額(△は減少)	30	△0
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△169	△22
受取利息及び受取配当金	△15	△7
支払利息	6	19
過年度損益修正損益(△は益)	△384	—
退職給付引当金戻入額	—	△971
非継続利益	△191	—
アーテリスト契約期限前解約損	231	—
売上債権の増減額(△は増加)	1,145	460
たな卸資産の増減額(△は増加)	36	98
仕入債務の増減額(△は減少)	△396	△46
未払金の増減額(△は減少)	△944	△243
未払費用の増減額(△は減少)	△911	△190
非継続事業の営業活動によるキャッシュ・フロー	46	—
その他	20	504
小計	△1,411	1,055
利息及び配当金の受取額	15	7
利息の支払額	△6	△19
法人税等の支払額	△101	△68
法人税等の還付額	—	130
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,504	1,104
投資活動によるキャッシュ・フロー		
短期投資の増加による支出	△69	△1
有形固定資産の取得による支出	△76	△433
無形固定資産の取得による支出	△75	△39
投資有価証券の取得による支出	△0	△0
投資有価証券の売却による収入	—	1
長期前払費用の取得による支出	△136	△80
貸付けによる支出	△30	—
貸付金の回収による収入	37	75
その他	△15	△115
投資活動によるキャッシュ・フロー	△366	△594

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額 (△は減少)	500	△300
リース債務の返済による支出	△5	△23
その他	△47	△52
財務活動によるキャッシュ・フロー	447	△375
現金及び現金同等物に係る換算差額	3	△3
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,419	131
現金及び現金同等物の期首残高	2,506	1,831
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 1,086	※ 1,963

【継続企業の前提に関する事項】

当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

当社グループは、前々連結会計年度7億3千7百万円、前連結会計年度9億2千2百万円と2期連続営業損失を計上しております。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社グループは、当該状況を解消すべく、以下の施策を前期より実施しております。

- ① 得意分野、成長分野への経営資源の集中
- ② 営業部門などの組織を簡素化し、経営効率を高めるための機構改革の実施
- ③ J-POP部門の再生のためのアーティストラインアップ、組織体制の見直し
- ④ 関係会社の不採算事業の整理、縮小
- ⑤ 人員規模の適正化および役員、社員の報酬、給与カット
- ⑥ 退職給付費用の低減
- ⑦ 金融機関からの借入の継続

この結果、コスト削減が進み、3期ぶりに当第3四半期連結累計期間では黒字に転換し、連結営業利益5千4百万円を計上することができました。また、現預金は金融機関からの借入を差し引くと前連結会計年度末の11億8百万円から当第3四半期末15億2千3百万円に増加しており、期末までの資金繰りに問題はありません。しかしながら、本年1月29日に筆頭株主が株式会社フェイスに代わりましたが、現時点では事業シナジーの実現に向けた具体的な施策については協議中であるため営業活動に対する影響は不明です。さらに、第4四半期連結会計期間も営業利益を予定しておりますが、現時点では来期以降の営業利益の計上が不透明であります。以上を勘案すると継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

なお、当社グループは継続して上記の対策を実施中であることから、四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を四半期連結財務諸表に反映しておりません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 860百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 915百万円
※2 担保資産 金融機関からの短期借入金700百万円に対し、受取手形及び売掛金1,274百万円を担保として差し入れております。	—————
※3 満期手形 四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。 なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。 受取手形 8百万円 支払手形 3百万円	—————

(四半期連結損益計算書関係)

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)
※1 販売費の主な内訳は次のとおりであります。 広告宣伝費 884百万円 運賃荷造費 489 〃 販売増進費 966 〃 貸倒引当金繰入額 41 〃 その他 2 〃 <hr/> 計 2,384百万円	※1 販売費の主な内訳は次のとおりであります。 広告宣伝費 830百万円 運賃荷造費 425 〃 販売増進費 805 〃 その他 5 〃 <hr/> 計 2,067百万円
※2 一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。 従業員給与・手当 1,527百万円 退職給付費用 234 〃 その他 1,645 〃 <hr/> 計 3,406百万円	※2 一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。 従業員給与・手当 1,344百万円 退職給付費用 282 〃 その他 1,349 〃 <hr/> 計 2,977百万円
※3 デジタル配信印税について、過年度に見積もり計上していた金額と確定金額との差額の戻し入れであります。	
	※4 退職年金受給権者のうち320名が一時金での受け取りを選択したことにより生じた退職給付引当金の戻し入れであります。
	※5 賃貸人からの申し出により本社ビルの定期建物賃貸借契約を期限前に解約したことにより受け取った立退料と当該本社ビルの建物及び構築物等の除却損並びに本社移転費用との差額であります。
※6 過年度にV2レコードとのライセンス契約条件について係争となり、当該契約を解消することに伴い発生が予想される損失を計上いたしました。が、和解により一部見積もっていた損失が減少したため特別利益として計上したものであります。	※6 過年度にV2レコードとのライセンス契約条件について係争となり、当該契約を解消することに伴い発生が予想される損失を引当計上しましたが、一部見積もっていた損失が減少したため特別利益として計上したものであります。
※7 過年度に非継続事業とした米国CD/DVDプレス事業において将来支払う可能性のある特許料を計上しておりましたが、支払が不要となったことにより特別利益として計上したものであります。	
	※8 減損損失の主な内訳は、建物及び構築物54百万円、リース資産169百万円及びのれん399百万円等であります。
	※9 子会社の事務所移転に伴い今後発生が予想される損失であります。
※10 当社の構造改革のためにアーティスト契約を契約期限以前に解消することに伴い発生した損失および今後発生が予想される損失であります。	

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)																								
<p>※1 販売費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>305百万円</td></tr> <tr><td>運賃荷造費</td><td>162 "</td></tr> <tr><td>販売増進費</td><td>311 "</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>15 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td>0 "</td></tr> <tr><td>計</td><td>795百万円</td></tr> </table>	広告宣伝費	305百万円	運賃荷造費	162 "	販売増進費	311 "	貸倒引当金繰入額	15 "	その他	0 "	計	795百万円	<p>※1 販売費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>広告宣伝費</td><td>286百万円</td></tr> <tr><td>運賃荷造費</td><td>147 "</td></tr> <tr><td>販売増進費</td><td>258 "</td></tr> <tr><td>貸倒引当金繰入額</td><td>17 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td>△14 "</td></tr> <tr><td>計</td><td>695百万円</td></tr> </table>	広告宣伝費	286百万円	運賃荷造費	147 "	販売増進費	258 "	貸倒引当金繰入額	17 "	その他	△14 "	計	695百万円
広告宣伝費	305百万円																								
運賃荷造費	162 "																								
販売増進費	311 "																								
貸倒引当金繰入額	15 "																								
その他	0 "																								
計	795百万円																								
広告宣伝費	286百万円																								
運賃荷造費	147 "																								
販売増進費	258 "																								
貸倒引当金繰入額	17 "																								
その他	△14 "																								
計	695百万円																								
<p>※2 一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>従業員給与・手当</td><td>516百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>77 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td>506 "</td></tr> <tr><td>計</td><td>1,100百万円</td></tr> </table>	従業員給与・手当	516百万円	退職給付費用	77 "	その他	506 "	計	1,100百万円	<p>※2 一般管理費の主な内訳は次のとおりであります。</p> <table> <tr><td>従業員給与・手当</td><td>446百万円</td></tr> <tr><td>退職給付費用</td><td>58 "</td></tr> <tr><td>その他</td><td>407 "</td></tr> <tr><td>計</td><td>912百万円</td></tr> </table>	従業員給与・手当	446百万円	退職給付費用	58 "	その他	407 "	計	912百万円								
従業員給与・手当	516百万円																								
退職給付費用	77 "																								
その他	506 "																								
計	1,100百万円																								
従業員給与・手当	446百万円																								
退職給付費用	58 "																								
その他	407 "																								
計	912百万円																								
<p>※3 過年度にV2レコードとのライセンス契約条件について係争となり、当該契約を解消することに伴い発生が予想される損失を計上いたしました。が、和解により一部見積もっていた損失が減少したため特別利益として計上したものであります。</p>	<p>—————</p>																								
<p>※4 過年度に非継続事業とした米国CD/DVDプレス事業において将来支払う可能性のある特許料を計上しておりましたが、支払が不要となったことにより特別利益として計上したものであります。</p>	<p>—————</p>																								
<p>—————</p>	<p>※5 子会社の事務所移転に伴い今後発生が予想される損失であります。</p>																								
<p>※6 当社の構造改革のためにアーティスト契約を契約期限以前に解消することに伴い発生した損失および今後発生が予想される損失であります。</p>	<p>—————</p>																								

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)												
<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>1,278百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△191 "</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>1,086百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	1,278百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△191 "	現金及び現金同等物	1,086百万円	<p>※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <table> <tr><td>現金及び預金勘定</td><td>2,223百万円</td></tr> <tr><td>預入期間が3か月を超える定期預金</td><td>△260 "</td></tr> <tr><td>現金及び現金同等物</td><td>1,963百万円</td></tr> </table>	現金及び預金勘定	2,223百万円	預入期間が3か月を超える定期預金	△260 "	現金及び現金同等物	1,963百万円
現金及び預金勘定	1,278百万円												
預入期間が3か月を超える定期預金	△191 "												
現金及び現金同等物	1,086百万円												
現金及び預金勘定	2,223百万円												
預入期間が3か月を超える定期預金	△260 "												
現金及び現金同等物	1,963百万円												

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成21年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	168,562,177
優先株式(株)	92,308,000

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当第3四半期 連結会計期間末
普通株式(株)	220,017

3 新株予約権等に関する事項

会社名	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)	当第3四半期 連結会計期間末残高 (百万円)
提出会社	普通株式	1,098	85
合計		1,098	85

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

5 株主資本の著しい変動に関する事項

該当事項はありません。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計、営業利益又は損失の合計額に占めるミュージック制作事業の割合が、いずれも90%を超えるため、事業の種類別セグメント情報の記載を省略しております。

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める日本の割合が、90%を超えるため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)並びに前第3四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年12月31日)及び当第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(有価証券関係)

投資有価証券の金額は前連結会計年度の末日と比較して著しい変動がありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループはデリバティブ取引を行っていないため、該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

四半期連結財務諸表への影響額に重要性がないため、記載を省略しております。

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
△30.80円	△33.25円

(注) 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	当第3四半期 連結会計期間末 (平成21年12月31日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	1,320	899
普通株式に係る純資産額(百万円)	△5,184	△5,597
差額の主な内訳(百万円)		
優先残余財産請求権によりA種優先株主に帰属する額	6,060	6,060
A種優先株式の累積未払配当金相当額	360	360
新株予約権	85	77
普通株式の発行済株式数(千株)	168,562	168,562
普通株式の自己株式数(千株)	220	212
1株当たりの純資産額の算定に用いられた普通株式の数(千株)	168,342	168,350

2 1株当たり四半期純利益又は純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益

第3四半期連結累計期間

前第3四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
1株当たり四半期純損失 1.31円	1株当たり四半期純利益 1.65円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 ー円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益 ー円

(注) 1 1株当たり四半期純利益又は純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期 連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年12月31日)	当第3四半期 連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は純損失(△) (百万円)	△354	445
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
(うち優先配当額)	(一)	(一)
普通株式に係る四半期純利益又は純損失(△)(百万円)	△354	445
普通株式期中平均株式数(千株)		
普通株式	168,365	168,345
A種優先株式(普通株式転換後)	101,695	101,695
合計	270,060	270,040
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いられた普通株式増加数の内訳(千株)		
新株引受権	—	—
新株予約権	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

- 2 当第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
- 3 前第3四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

第3四半期連結会計期間

前第3四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	
1株当たり四半期純損失	0.76円	1株当たり四半期純利益	0.33円
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—円	潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	—円

(注) 1 1株当たり四半期純利益又は純損失及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定上の基礎

項目	前第3四半期 連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	当第3四半期 連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)
四半期連結損益計算書上の四半期純利益又は純損失(△) (百万円)	△205	88
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
(うち優先配当額)	(—)	(—)
普通株式に係る四半期純利益又は純損失(△)(百万円)	△205	88
普通株式期中平均株式数(千株)		
普通株式	168,356	168,343
A種優先株式(普通株式転換後)	101,695	101,695
合計	270,051	270,038
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に用いら れた普通株式増加数の内訳(千株)		
新株引受権	—	—
新株予約権	—	—
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	—	—

- 2 当第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載していません。
- 3 前第3四半期連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であるため、記載していません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日)

主要株主である筆頭株主の異動に伴い見込まれる損失

当社の主要株主である筆頭株主のオールエイチジェイインターナショナルエスエイがその所有する普通株式および優先株式の全部を、株式会社フェイス(代表取締役社長 平澤 創、本社：京都市、東証一部)に対して、平成22年1月29日付けで譲り渡したため、当社の筆頭株主に異動がありました。株式会社フェイスによる当社株式取得に伴い、期限前にコンサルティング契約を解約することにより発生する費用を一括計上するとともに、ファイナンシャルアドバイザー費用、弁護士費用他関連費用を含め、筆頭株主の異動に伴う損失として第4四半期連結会計期間において約2億7千万円の特別損失を計上する見込みであります。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 2月12日

コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 ト ー マ ツ

指定社員 公認会計士 宮 坂 泰 行 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 北 川 雄 基 郎 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコロムビアミュージックエンタテインメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、希望退職者の募集により、当第4四半期連結会計期間に約2億円の特別損失の計上を見込んでいる。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月5日

コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 西岡 雅信 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北川 雄基郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているコロムビアミュージックエンタテインメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

1. 継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

2. 重要な後発事象に記載されているとおり、筆頭株主の異動があり、会社はその異動に伴い発生した費用を筆頭株主の異動に伴う損失として第4四半期連結会計期間において約2億7千万円の特別損失を計上する見込みである。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年2月12日

【会社名】 コロムビアミュージックエンタテインメント株式会社

【英訳名】 Columbia Music Entertainment, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長
兼最高執行責任者 原 康 晴

【最高財務責任者の役職氏名】 専務執行役
兼最高財務責任者 佐 伯 次 郎

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門四丁目1番40号

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表執行役社長兼最高執行責任者 原 康晴及び当社専務執行役兼最高財務責任者 佐伯 次郎は、当社の第159期第3四半期(自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。

